

富山県環境科学センター研究インテグリティの確保に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、富山県環境科学センター（以下「センター」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のあ
る研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「研究インテグリティ」とは、研究活動の国際化及びオー
プン化に伴う新たなリスクに対して確保が求められる研究の健全性・公正性をいう。

2 この規程において、「研究者」とは、センターにおいて研究活動に従事するすべ
ての者をいう。

(所長の責務)

第3条 所長は、センターにおける研究インテグリティの確保に関して総括する。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な
情報についてセンター並びに研究に対する資金を配分した機関及びその機関を所管
する府省等に対して開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 センターに、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究イン
テグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテ
グリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、次長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 センターに、研究インテグリティの確保に関する重要事項を審議するため、研
究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する
事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る研究者への要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) 研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 所長が指名する課長
- (3) その他委員会が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、前条第3項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(専門委員会)

第9条 委員会に、必要に応じ、研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

(誓約書の提出)

- 第10条 統括責任者は研究者に、研究インテグリティの確保に関する誓約書の提出を求め、これを保管しなければならない。
- 2 誓約書の項目、内容等については、別途定める。

(相談窓口)

第11条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、総務課に相談窓口を置く。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年9月12日から施行する。